

建築解体工事仕様書

I 工事概要

- 1 工事場所
- 2 地域地区
- 3 敷地面積
- 4 建物用途
- 5 棟別解体工事概要

No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
合計							

II 工事仕様

1 共通事項

- (1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下「解体共通仕様書」という)による。ただし、解体共通仕様書に規定されている項目以外は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版[平成31年4月改定]」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版[平成31年4月改定]」(以下「改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版」(以下「電気改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「機械改修標準仕様書」という)による。
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特記事項

- (1) 章及び項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印を適用する。
○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。
○印と◎印のある場合はともに適用する。
- (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目・図または表を示す。

章	項目	特記事項											
一般共通事項	1 適用基準等	* 鳥根県建設副産物処理要領											
	2 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。											
	3 施工条件	・ 施工時間帯指定 ()											
	4 交通安全管理	以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。配置する位置は別に図示する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>人・日数</th><th>交通安全管理の必要な作業等</th></tr></thead><tbody><tr><td>交通誘導員A</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通誘導員B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通整理員</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注)交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。取り扱いは平成19年4月26日付技第26号による	名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等	交通誘導員A			交通誘導員B			交通整理員	
名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等											
交通誘導員A													
交通誘導員B													
交通整理員													

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	担当者
()					

章	項目	特記事項																																																									
5	発生材の処理等(1.3.10)(4.4.1)(4.5.1)(5.4.1)	・ 引き渡しを要するもの () 産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による																																																									
		<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>品目</th><th>搬出場所</th><th>距離(Km)</th><th>D1D区間(有・無)</th><th>処分費(有・無)</th><th>備考(再資源化の有無等)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">特定建設資材</td><td>・ コンクリート塊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td>・ アスファルト塊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td><td>・ コンクリート及び鉄から成る建設資材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td>・ 木材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr><tr><td rowspan="2">(4.5.1)による廃棄物</td><td>・ 石綿含有吹付け材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 石綿含有保温材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>・ 石綿含有成形板</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ PCB含有建材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項目	品目	搬出場所	距離(Km)	D1D区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)	特定建設資材	・ コンクリート塊					有	・ アスファルト塊					有	特別管理産業廃棄物	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材					有	・ 木材					有	(4.5.1)による廃棄物	・ 石綿含有吹付け材						・ 石綿含有保温材						その他	・ 石綿含有成形板						・ PCB含有建材			
項目	品目	搬出場所	距離(Km)	D1D区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)																																																					
特定建設資材	・ コンクリート塊					有																																																					
	・ アスファルト塊					有																																																					
特別管理産業廃棄物	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材					有																																																					
	・ 木材					有																																																					
(4.5.1)による廃棄物	・ 石綿含有吹付け材																																																										
	・ 石綿含有保温材																																																										
その他	・ 石綿含有成形板																																																										
	・ PCB含有建材																																																										
6	工事写真	下記のものを提出する。 仕様は、鳥根県建築工事写真取扱要領による。																																																									
7	完成図	下記のものを、完成後15日以内に提出する。 仕様は、鳥根県建築工事完成図取扱要領による。																																																									
		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>分類</th><th>サイズ(mm)</th><th>提出部数</th></tr></thead><tbody><tr><td>着工前及び工事中</td><td>* カラー</td><td>* 80×120程度</td><td>部</td></tr><tr><td>着工前及び完成時</td><td>* カラー (着工前と解体後を対比したもの)</td><td>* 80×120程度</td><td>部</td></tr><tr><td>電子データ</td><td>デジタルカメラを使用した場合は、着工前、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。</td><td></td><td>1部</td></tr></tbody></table> (注)フィルムカメラを使用する場合は監督職員と協議する。	区分	分類	サイズ(mm)	提出部数	着工前及び工事中	* カラー	* 80×120程度	部	着工前及び完成時	* カラー (着工前と解体後を対比したもの)	* 80×120程度	部	電子データ	デジタルカメラを使用した場合は、着工前、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1部																																									
区分	分類	サイズ(mm)	提出部数																																																								
着工前及び工事中	* カラー	* 80×120程度	部																																																								
着工前及び完成時	* カラー (着工前と解体後を対比したもの)	* 80×120程度	部																																																								
電子データ	デジタルカメラを使用した場合は、着工前、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1部																																																								
8	特定元方事業者の指名	下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者 ()																																																									
9	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。																																																									
10	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																									
11	関連他工事	・																																																									

章	項目	特記事項
2 仮設工事	1 騒音・粉塵等の対策足場等(2.2.1~2)	防音等養生 ・ 防音パネル * 防音シート ・ 養生シート 材質 () 設置範囲 ・ 図示の位置 ・ 外部足場全面 足場等の設置 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月24日策定)」による。
	2 監督員事務所(2.3.1)	面積: m ² 程度 仕上げ: 備品: 設備:
	3 現場事務所	設置できる (・ 敷地内 ・ 敷地外(設置可能場所:))
	4 工用電力、水、その他	構内既存の施設 工用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない 工用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない
	5 仮囲い及び出入口	設置箇所・材質・構造及び設置期間は図示による。
	6 洗車場	設置箇所・材質・構造及び設置期間は図示による。
	7 木製安全施設製品(県産木材製品)	* 工用看板 (表示板1, 400mm×500mm用) 2台 * 工用バリケード 5台 * 工用標示板 (表示板1, 400mm×1,100mm用) 1台 (注)取り扱いは平成25年3月8日付営第945号による
3 解体施工	1 災害及び公害の防止	破砕機は、低騒音・低振動型の圧砕機等を用い、打撃による破砕は行わない。 撤去機器 図示による
	2 建築設備(3.4.1)	・ 給水、排水、ガス設備の処理 閉栓工事を行う ・ 電気設備の処理 引込み線の撤去
	3 杭(3.9.2)	・ 解体 (・ 引抜き工法 ・ 破砕撤去工法) ・ 残置 図示による
	4 構内舗装、樹木等(3.11.1)	樹木等の撤去 * 伐採及び抜根 ・ 移植又は残置 図示による
	5 地下埋設物及び埋設配管(3.12.1)	* 図示による ・ 浄化槽・便屋の撤去 汚泥汲取、清掃、消毒を施工した後、撤去する。
	6 埋戻し、盛土及び地均し(3.13.1)	材料 * 購入土(真砂土) ・ 他建設工事発生土 ・ 現場土均し
4 建設廃棄物の処理	1 再資源化等(4.4.1)	1章5項の表による
	2 処理に注意を要する建設廃棄物(4.5.1)	1章5項の表による
5 別管理産業廃棄物の処理	1 施工計画調査(5.1.2)	分析調査 ・ PCBを含む可能性のある機器類 現場にてサンプルを採取し、含有の有無を分析する。 採取場所 () 採取機器 () 採取箇所数 ()
		・ 廃油の種類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所 () 採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所 ・ 廃酸又は廃アルカリの種類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所 () 採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所 ・ ダイオキシン類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所 () 採取箇所数 ()

章	項目	特記事項																																																															
6 石綿含有建材の除去等	2 処理等(5.4.1)	・ PCB含有シーリング材 事前調査等 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取場所 () 採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所 ・ 廃油 熱源の残油の処理(オイルタンク及び配管内含む) タンク内部の清掃 行う ・ 廃酸・廃アルカリ 臭化リチウム回収、破壊処理 対象機器 () ・ ダイオキシン類 回収・処理方法 * 図示による																																																															
	1 施工業者	・ 「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の証明を有する工法の施工業者																																																															
	2 施工調査(6.1.3)	分析調査 ・ 行う(対象は図示による) ・ 行わない 分析方法 ・ JIS A 1481-1																																																															
7 特殊な建設副産物の処理	3 石綿粉じん濃度測定(6.1.4)	測定時期、場所及び測定点 <table border="1"><thead><tr><th>適用</th><th>測定名称</th><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定点(各施工箇所ごと)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">・</td><td rowspan="2">測定1</td><td rowspan="2">処理作業前</td><td rowspan="2">処理作業室内</td><td>・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点</td></tr><tr><td>調査対象室外部の付近</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td rowspan="2">・</td><td rowspan="2">測定3</td><td rowspan="2">処理作業中</td><td rowspan="2">処理作業室内</td><td>・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点</td></tr><tr><td>負圧・除塵装置の排出口 吹出し風速 1m/sec以下の位置</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td rowspan="2">*</td><td rowspan="2">測定4</td><td rowspan="2">処理作業中</td><td rowspan="2">処理作業室内</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td>処理作業室外 (敷地境界)</td><td>・ 各1点 ・ 4方向各1点</td></tr><tr><td rowspan="2">*</td><td rowspan="2">測定5</td><td rowspan="2">処理作業後 (シート養生中)</td><td rowspan="2">処理作業室内</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td>処理作業室外</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td rowspan="2">・</td><td rowspan="2">測定7</td><td rowspan="2">処理作業後</td><td rowspan="2">処理作業室内</td><td>・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点</td></tr><tr><td>調査対象室外部の付近</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td rowspan="2">・</td><td rowspan="2">測定8</td><td rowspan="2">処理作業後 (シート撤去後 1週間以降)</td><td rowspan="2">処理作業室内</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr><tr><td>調査対象室外部の付近</td><td>・ 各1点 ・ 各2点</td></tr></tbody></table> 測定方法 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>測定3</th><th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th><th>測定3</th></tr></thead><tbody><tr><td>メンブレンフィルタ直径(mm)</td><td>25</td><td>25</td><td></td></tr><tr><td>試料の吸引流量(l/min)</td><td>・ 1 ・ 5</td><td>・ 5</td><td>・ 10</td></tr><tr><td>試料の吸引時間(min)</td><td>・ 5</td><td>・ 120</td><td>・ 240</td></tr></tbody></table> 測定箇所は図示による	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点	負圧・除塵装置の排出口 吹出し風速 1m/sec以下の位置	・ 各1点 ・ 各2点	*	測定4	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点	処理作業室外 (敷地境界)	・ 各1点 ・ 4方向各1点	*	測定5	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点	処理作業室外	・ 各1点 ・ 各2点	・	測定7	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点	・	測定8	処理作業後 (シート撤去後 1週間以降)	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点		測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定3	メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25		試料の吸引流量(l/min)	・ 1 ・ 5	・ 5	・ 10	試料の吸引時間(min)	・ 5	・ 120	・ 240
	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)																																																												
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点																																																													
				調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点																																																												
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点																																																													
				負圧・除塵装置の排出口 吹出し風速 1m/sec以下の位置	・ 各1点 ・ 各2点																																																												
*	測定4	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点																																																													
				処理作業室外 (敷地境界)	・ 各1点 ・ 4方向各1点																																																												
*	測定5	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点																																																													
				処理作業室外	・ 各1点 ・ 各2点																																																												
・	測定7	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点																																																													
				調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点																																																												
・	測定8	処理作業後 (シート撤去後 1週間以降)	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点																																																													
				調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点																																																												
	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定3																																																														
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25																																																															
試料の吸引流量(l/min)	・ 1 ・ 5	・ 5	・ 10																																																														
試料の吸引時間(min)	・ 5	・ 120	・ 240																																																														
4 石綿含有吹付け材の除去(6.3.1~3)	除去対象範囲 * 図示による 除去工法 * 解体共通仕様書6.3.2(1)による 飛散防止 * 密封処理(* 湿潤化 ・ セメント固化) 処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)																																																																
5 石綿含有保温材等の除去(6.4.1~4)	除去対象範囲 * 図示による 作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない 処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)																																																																
6 石綿含有成形板の除去(6.5.1~4)	除去対象範囲 * 図示による 処理を行う石綿含有成形板 <table border="1"><thead><tr><th>材料名</th><th>処分方法</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)</td></tr><tr><td></td><td>・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)</td></tr><tr><td></td><td>・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)</td></tr></tbody></table>	材料名	処分方法		・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)		・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)		・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)																																																								
材料名	処分方法																																																																
	・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)																																																																
	・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)																																																																
	・ 埋立処分(・ 管理型 ・ 安定型) ・ 中間処理(溶融施設)																																																																
7 石綿含有建築設備の除去	配管及びダクトの撤去は当該フランジ部分を残して切断し、パッキンを含む部材は適正に処理する。																																																																
7 特殊な建設副産物の処理	1 特殊な建設副産物の処理等(7.3.1)	分析調査 ・ 行う(対象は図示による) ・ 行わない ・ フロン回収、破壊処理 対象機器 () ・ ハロン回収 対象機器 () ・ 放射性同位元素 対象機器 () ・ 六ふっ化硫黄ガス 対象機器 () ・ PFOS 対象機器 () ・ 特定化学物質障害予防規則による特定化学物質 対象物質 ()																																																															